

[事案 2023-379] 就業不能給付金支払請求

・令和6年9月10日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年9月に契約した就業不能保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、令和5年3月上旬から6月中旬までは支払われたが、以降は約款所定の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)重要事項について、内容を熟読していない。
- (2)令和5年6月中旬以降も復職できずにおり、就業不能給付金の支払対象である就業不能状態に該当する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人はインターネット経由で加入したが、当社のWEBページは、重要事項説明の内容について確認し、チェックを入れなければ手続が完了しない仕様になっており、手続が完了している以上、申立人は重要事項説明書の内容を確認している。
- (2)軽労働または座業ができる場合、約款上、就業不能給付金の支払対象である就業不能状態に該当しないところ、各診断書および各医療照会結果によると、令和5年6月中旬以降、申立人は軽労働または座業が可能な状態である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。